

最大 250万円

販路開拓の取組みを支援！

持続化補助金 2026

現在公募公開中：一般型・通常枠/災害支援枠/創業型/共同・協業型

持続化補助金とは？

小規模事業者が直面する制度変更に対応し、販路開拓や業務効率化の取組を支援するため、必要な経費の一部を補助します。これにより、地域の雇用や産業を支える事業者の生産性向上と持続的発展を図ります。

申請枠と補助率

	一般型				創業型	共同・協業型
	通常枠	インボイス特例	賃金引上げ特例	災害支援枠		
要件	経営計画を作成し販路開拓等に取り組む小規模事業者	免税事業者から課税事業者に転換	事業場内最低賃金を50円以上引き上げる小規模事業者	令和6年能登半島地震等における被災小規模事業者	産競法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた創業1年以内の小規模事業者	地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関が地域振興等機関となり、参画事業者である5者以上の小規模事業者の販路開拓を支援
補助上限	50万円	補助上限 50万円 上乘せ	補助上限 150万円 上乘せ	直接被害： 200万円	200万円 ※インボイス特例は適用	参画事業者が 5者～9者の場合：2,000万円 10者以上の場合：3,000万円
補助率	2/3 ※賃金引上げ特例を選択した事業者のうち、赤字事業者は3/4	両特例で200万円上乘せ		2/3、定額	2/3	・地域振興等機関：定額 ・参画事業者：2/3
対象経費	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費			左記に加え、設備処分費、修繕費、車両購入費	通常枠同様	・地域振興等機関 …謝金、旅費、備品費など ・参画事業者 …旅費、借料、設営・設計費など

採択事例

非対面販売事業



新商品販売のためのリーフレット作成



英会話サイト構築



当事務所の支援内容

※第17回以前の公募回における採択事例です。

初回相談	無料	申請時支援料金	5万円(税別) ※ 補助金申請が採択された場合は「採択後支援」のお申込みが必須となります。	採択後支援料金	補助金額の 5% ※ 不採択となった場合は上記費用はいただきません。
ご芳名・法人名				電話番号	
住所				業種	
ご要望	☐ 補助金申請支援を依頼したい ☐ 補助金について詳しく聞きたい				

<お申し込みはこちらまで FAX:082-294-5007>

税理士法人光和パートナーズ TEL:082-294-5000 〒730-0801 広島市中区寺町5番20号 2F



最大250万円

販路開拓の取組みを支援！

持続化補助金

第20回
公募

一般型 通常枠

申請受付締切:2026年12月15日(火)17:00

商工会・商工会議所への『事業支援計画書(様式4)』の発行依頼締切は2026年12月4日(金)まで

持続化補助金とは？

小規模事業者が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(物価高騰、賃上げ、インボイス制度の導入等)に対応するために取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とします。

申請枠と補助率

項目	内容						
補助上限	50万円 ・インボイス特例対象事業者は 50万円の上乗せ ・賃金引上げ特例対象事業者は 150万円の上乗せ } 両特例対象事業者は 200万円の上乗せ						
補助率	補助率:2/3(賃金引上げ特例のうち赤字事業者は3/4)						
補助対象者	日本国内に所在する小規模事業者(※その他詳細要件あり) 小規模事業者の定義 <table><tr><td>商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)</td><td>常時使用する従業員の数 5人以下</td></tr><tr><td>サービス業のうち宿泊業・娯楽業</td><td>常時使用する従業員の数 20人以下</td></tr><tr><td>製造業その他</td><td>常時使用する従業員の数 20人以下</td></tr></table>	商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	常時使用する従業員の数 5人以下	サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下	製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下
商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	常時使用する従業員の数 5人以下						
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下						
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下						
補助対象事業	以下のすべてを満たす事業であること ①経営計画に基づいて実施する販路開拓等のための取組、もしくは販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化(生産性向上)のための取組 ②商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること ③補助事業実施期間内に補助事業が終了すること(※交付決定日から事業実施期限(2028年3月31日(金)まで)						
補助対象経費	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費						

採択
事例

冷凍食品
の販売



新商品販売のための
リーフレット
作成



ドローン導入



※第17回以前の公募回における採択事例です。

当事務所の支援内容

初回 相談	無料	申請時 支援料金	5万円(税別) ※ 補助金申請が採択された場合は「採択後支援」 のお申込みが必須となります。	採択後 支援料金	補助金額の 5% ※ 不採択となった場合は上記費 用はいただきません。
ご芳名・法人名		電話番号			
住所		業種			
ご要望	☐ 補助金申請支援を依頼したい ☐ 補助金について詳しく聞きたい				

<お申し込みはこちらまで FAX:082-294-5007>

税理士法人光和パートナーズ TEL:082-294-5000 〒730-0801 広島市中区寺町5番20号 2F

